

入園に関するよくあるQ&A

Q. 申込みをすれば、第一希望の園に必ず入園できますか？

A. 入所選考は、先着順ではありません。

2号認定・3号認定で入園希望の申込人数が、募集人数を超えた場合には、保育所保育実施(利用調整)基準表の保育実施指数により、保育の必要性に応じて入所選考が行われます。

そのため、必ずしも希望の園に入園できるわけではありません。

第一希望の園に入園できない場合には、電話等で連絡させていただく場合があります。必ず第三希望施設まで、ご記入ください。

また、第三希望施設までご記入いただいても、第二、第三希望施設も定員を超えている場合には、ご希望に添えない場合もございます。その場合は定員に空きのある園をご紹介させていただくこととなります。

Q. 園を見学することはできますか？

A. 見学できます。

保育内容や開所時間等は園により様々です。そのため、事前に各園にお問い合わせいただいた上で、入園を希望するお子さんと一緒に見学してください。

Q. 現在、「求職活動中」ですが、申込みはできますか？

A. 申込みできます。

ただし、2号認定・3号認定で入園を希望される場合には、入所選考の際に「保育の必要性の高い児童が優先」となりますので、必ずしもご希望に添えない場合があります。

また、「求職活動」で保育認定を受けた場合には、保育認定期間(入所承諾期間)は3か月間となります。このため、「求職活動」を理由とした認定期間の終了後に、連続して「求職活動」で認定を受けることはできません。

つきましては、就労が決まりましたら、認定期間が終了する月の15日までに「教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を(本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に届くように)必ず在籍している園に提出してください。書類を提出していただけない場合には、退園していただくことがあります。

○就労が決まらなかった場合には、保育園の方は「保育の実施解除申請書」を、認定こども園の方は園独自の「退園届」をご提出いただくこととなります。

○園の状況等によっては、2号認定(満3歳以上の方)は1号認定に変更できる場合もあります。

Q. 「支給認定証」とはどのようなものですか？

A. 幼稚園・保育所・認定こども園への入園申込時の書類をもとに、その内容を審査し、『入園要件の認定を行った大切な書類』です。教育・保育給付(1号・2号・3号)、時間区分(保育短時間・保育標準時間)、認定事由(就労・求職活動等)、認定期間が記載されていますので大切に保管してください。

Q. 教育・保育給付認定申請書は毎年提出が必要ですか？

A. 毎年必要です。2号認定・3号認定で在園している場合には、「保育を必要とする事由に該当しているかどうか」を確認するための現況届として、書類の提出が必要となります。

また、1号認定で在園している場合で、令和6年度も引き続き1号認定を受ける場合でも、「認定内容の変更がないことを確認するため」の現況届として、書類を提出いただく必要があります。

令和5年12月に送られてきた「支給認定証」の「認定期間」は「小学校就学前の3月31日まで」でしたが、「保育所入所承諾書」の「保育の実施期間」は「令和6年4月1日から令和7年3月31日」まででした。なぜですか？

A. 認定期間は、「小学校就学前の3月31日まで」となっていますが、毎年、教育・保育給付認定申請書「現況届」と入所申込書を提出していただき、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。保育の実施期間は最長1年間とし、毎年「保育所入所承諾書」を発送します。

- Q. 認定区分の変更や、時間区分の変更がある場合はどのような手続きが必要ですか？
- A. 「婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合」、「就労先を変更した場合」、「就労時間が大幅に変更になった場合」、「市町村民税の税額が変更になった場合」など、支給認定証の内容に変更が生じた場合には、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要になります。
変更を希望する月の前月15日までに、本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に書類が届くよう、必ず在籍している園に必要書類を提出してください。詳細は「入園後変更が生じた場合」(P7)を参照してください。
-

- Q. 保護者が働いている場合でも1号認定を受けることは可能ですか？
- A. 2号認定に該当する場合でも、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園に通うことも可能です。
-

- Q. 現在認定こども園に2号認定を受けて在園しています。1号認定に変更する場合は、どのような手続きが必要ですか？
- A. 「教育・保育給付認定変更申請書(P44~45)」を提出してください。その際、「就労証明書」等の添付書類は不要となります。
なお、逆のケース(1号から2号へ変更)の場合は、「教育・保育給付認定変更申請書(P44~45)」と「就労証明書」等の添付書類を提出してください。
-

- Q. 3号認定(3歳未満)から2号認定(3歳以上)に変わる際には、再度申請が必要ですか？
- A. 再度申請手続きをしていただく必要はありません。
3歳の誕生日前に、市から「支給認定証(2号認定)」が交付されます。
-

- Q. きょうだいで申請を行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？
- A. 必ずしも、きょうだいの人数分の就労証明書を勤務先等に記載していただく必要はありません。
勤務先に記載いただいた就労証明書をきょうだいの人数分コピーして、それぞれの申請書類に添付していただければ結構です。
-

- Q. 同居の祖父母の就労証明書も必要ですか？
- A. 提出していただく必要はありません。
-

- Q. 時間区分(保育短時間・保育標準時間)は何で決まるのですか？
- A. 提出された「就労証明書」に記載された「1か月間の就労時間」に「教育・保育給付認定申請書」に記載された「通勤時間」を加算した時間数から決定されます。
-

- Q. 以前に取得した就労証明書を使用できますか？
- A. 申請を行う年度内(4月1日~3月31日までの間)に取得された就労証明書で、記載内容に変更がない場合には、使用ができます。
例えば、令和6年4月から入園の一斉申込み期間(令和5年9月中)に申請を行う場合には、令和5年4月1日以降に取得したもので、勤務先・就労条件等に変更がなければ、使用いただけます。
-

- Q. 年度途中の入園を希望していますが、どのくらい前から申込みできますか？
- A. **年度途中の入園については、空きがある場合のみ入園できます。**
各園の空き状況は毎月更新し、市ホームページで公開しています。
空きのある場合は、入園を希望する前月15日までに本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に届くように、入園希望の園に必要書類を提出してください。
-

- Q. 月の途中から入園することができますか？
- A. 月の途中からは入園することができません。毎月1日からの入園となります。

Q. 他の自治体の保育園を利用する場合、どこに申込みすればよいですか？

A. 安中市に住民登録があれば、安中市役所子ども課にお申込みください。安中市が支給認定証の交付及び入所承諾書により通知します。
なお、市内の園を希望する場合は、第一希望の園にお申込みください。

Q. 安中市外へ転出する場合、どのような手続きが必要ですか？

A. 支給認定期間内に安中市から転出する場合、
①保育園の場合は「保育の実施解除申請書」
②認定こども園の場合は、「退園届」を各園に提出してください。
なお、その後も保育園等を利用する場合は、転入先の市町村で新たに教育・保育給付認定申請をしてください。

Q. 現在他の自治体に住民登録があります。令和6年2月に安中市に転入し、4月から安中市内の保育園を希望しています。どこに申込みすればよいですか？




A. 令和6年3月までに転入予定であれば、安中市の様式で、第一希望の園に申込みしてください。また、4月以降に安中市に転入予定で、4月から安中市内の園を希望の場合は、現在住民登録のある自治体に管外保育施設利用申込み（認定申請）をしてください。

Q. 一時預かりを利用したいのですが、どこに申し込めばよいですか？

A. 実施園に直接ご連絡ください。利用可能な時間・年齢及び料金は各園で異なります。

Q. 保育園、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？

A.

保育所 0~5さい 	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	法的位置づけ	児童福祉施設
	利用できる保護者	月64時間以上就労している保護者（2号,3号認定子どもが対象）
幼稚園 3~5さい 	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	法的位置づけ	学校
	利用できる保護者	制限なし（1号認定子どもが対象）
認定こども園 0~5さい 	保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設	
	法的位置づけ	児童福祉施設及び学校
	利用できる保護者	保育部分→月64時間以上就労している保護者（2号,3号認定子どもが対象） 教育部分→制限なし（1号認定子どもが対象）

Q. 認定こども園のメリットは何ですか？

A. 認定こども園とは、教育・保育を一体に行う施設で、保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持つ施設です。保護者の就労状況に関わらず利用できます。保護者の就労状況が変化した場合でも継続して利用することができます。

Q. 新制度に移行しない幼稚園を利用する場合の手続きはどうなるのですか？

A. 利用施設の指定する方法で入園申込をしてください。
同時に、安中市へ「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し認定を受ければ、保育料は月の上限25,700円までが無償化となります。

Q. 入園を控えている子どもが大きな手術をしました。入園予定の園には伝えておいた方が良いですか？

A. 既往歴・大きな手術をした場合・アレルギーの有無・障害の有無等については、お子さんの安全を第一に考えて、必ず入園希望の園に伝えてください。

Q. 「疾病・障害」を理由で入園したいのですが、どんな手続きを取ればよいですか？

A. 怪我や疾病を患っており、家庭での保育が難しい場合には、「申立書」及び「医師の診断書」や「入院計画書」等、「医師が証明した家庭で保育が難しいことが確認できる書類」を提出してください。

「診断書」等の内容から、「家庭での保育が困難であること」が証明された場合には、「疾病・障害」を理由として入園できます。

このため、診断書等に、「家庭で保育が可能であること」が記載されている場合には、「疾病・障害」を理由として入園することはできません。

また、既に「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている場合には、「申立書」に「手帳の写し（有効期限内のもの）」を添付して、申請することができます。

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。

